

議長／皆さんおはようございます。

前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 38 号議案を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第 1. 第 33 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

黒尾営業部理事

黒尾営業部理事／おはようございます。

第 33 号議案 専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 4 回）を専決処分しましたので、その内容について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、3 月末に令和 3 年度の最終レースを残して車券発売金に対し不足する的中車券払戻金をお願いするものでございます。

これは 3 月 1 日から 3 日にかけて本場開催しました車検売上げが見込額を大きく上回り、払戻金が不足したためでございます。

補正予算書のペーパー 1 ページ、データ 2 ページを御覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ 6 億円を追加し、歳入歳出予算の総額を 274 億 1,786 万 8,000 円とするものでございます。

予算説明書のペーパー（4）ページ、データ 10 ページを御覧ください。

1 款 2 項 1 目. 競輪開催費の 21 節. 補償補填及び賠償金では、的中車券払戻金 6 億円を計上しております。

予算説明書のペーパー（3）ページ、データ 9 ページを御覧ください。

歳入につきましては、車券発売金を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 33 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。
よって本案は所管の常任委員会付託を省略をいたします。
第 33 号議案について討論を開始いたします。
討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。
これより第 33 号議案を採決をいたします。
本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。
よって第 33 号議案は原案のとおり承認することに決しました。
日程第 2. 第 34 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。
提出者から補足説明を求めます。
山崎総務部長

山崎総務部長／おはようございます。

第 34 号議案、武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明申し上げます。

議案書の 5 ページを御覧ください。

本件につきましては、令和 4 年度税制改革大綱を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律案が、第 208 回通常国会において可決成立し、令和 4 年、法律第 1 号として、令和 4 年 3 月 31 日に交付、同年 4 月 1 日に施行されております。

この税制改正に伴い、武雄市税条例の改正が必要なものにつきまして、地方税法 179 条第 1 項の規定により、去る 3 月 31 日専決処分をさせていただきましたので、これを御報告し、御承認をお願いするものであります。

それでは、主な改正内容について、概要を説明させていただきます。

固定資産税では、土地に係る固定資産税について、景気回復に万全を期するため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の現行5%を2.5%とする特別な措置、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準額の特例措置を設置するほか、上位法の改正に伴う条
ずれに伴う条例、条文整備等を行うものであります。

以上で、第34号議案について補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長／第34号議案について質疑を開始いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略をしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第34号議案について討論を開始いたします。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第34号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって第 34 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 3. 第 35 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

松尾福祉部長

松尾福祉部長／おはようございます。

第 35 号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案書の 7 ページから、議案参考資料、新旧対照条文 6 ページからになります。

本議案につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、本年 3 月 31 日に交付されたことに伴い、同日付で議案書 9 ページの別紙武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、その内容を報告し、御承認をお願いするものでございます。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行っております。

基礎課税額に係る医療分の限度額を、これまでの 63 万円から 65 万円に、後期高齢者支援等課税額の限度額を 19 万円から 20 万円にそれぞれ引き上げるもので、据置きとしている介護納付金課税額の限度額 17 万円を含めた課税限度額全体では、改正前の 99 万円から 102 万円に 3 万円の引き上げとなり、これによる本市の影響額といたしましては、昨年度末の課税限度額に達する世帯数約 160 世帯から試算いたしますと、約 450 万円の増が見込まれます。

改正の施行期日につきましては、本年 4 月 1 日といたしております。

以上で、第 35 号議案の補足説明を終わります。

御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長／第 35 号議案について質疑を開始をいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 35 号議案について討論を開始いたします。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 35 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって第 35 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 4. 第 36 号議案 志久排水機場災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

黒尾営業部理事

黒尾営業部理事／第 36 号議案 志久排水機場災害復旧工事請負契約の締結について補足説明をいたします。

議案書 10 ページをお願いいたします。

本議案は 1 億 5,000 万円以上の工事の請負契約を締結するため、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は指名競争入札とし、入札参加資格の申請を行っている 4 つの企業を指名し、3 月 17 日に入札を行い、株式会社西島製作所佐賀支店が消費税を含め、3 億 107 万円で落札され、3 月 23 日付で仮契約を締結したものであります。

工期は議会の議決の日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。

整備内容につきましては、排水機場が浸水した場合でも稼働できるように、ポンプ及び操作盤等のかさ上げを行い、ポンプの駆動方式をエンジンから耐水モーターへ交換いたします。

議案資料の 1 ページに平面図、2 ページに断面図、3 ページに仮契約書の写しを添付してお

りますので御参照ください。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長／第 36 号議案について質疑を開始いたします。

質疑はございませんか。

12 番 池田議員

池田議員／契約に関する議案ということでありましたが、内容について少し説明をされたので、かさ上げをして、エンジンからモーターに切り替えるということですが、この工事期間中、この志久排水機場の排水能力があるのか、全くなくて、ない状態なのか、そこについてお尋ねします。

議長／黒尾営業部理事

黒尾営業部理事／池田議員の質問にお答えいたします。

今年の工事には間に合いませんが、応急工事において、現在のポンプが稼働な状態でありま
すので、大雨時の対応は可能となっております。

議長／12 番 池田議員

池田議員／現在のポンプが稼働できる状態にあるということで、再度、能力的には今のポン
プが 100 とするならば、100 の能力が発揮できるのか。

それとも工事に係るから若干落ちるが問題ないのか、そこをお願いします。

議長／黒尾営業部理事

黒尾営業部理事／応急工事はございますが、100 の力でございます。

以上です。

議長／20 番 江原議員

江原議員／この平面図の説明図に、場所について、位置について、志久地内の（焼米区）と
ありますが、この地図の資料説明がありませんので、場所どこなのか、地図は後でもいいで

すからお示し願えればと思いますが、答弁求めます。

議長／黒尾営業部理事

黒尾営業部理事／資料については、後だって御提示します。
以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。
お諮りいたします。
本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。
よって本案は所管の常任委員会付託を省略をいたします。
第 36 号議案について討論を開始いたします。
討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。
これより第 36 号議案を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。
よって第 36 号議案は、原案のとおり可決をされました。
日程第 5. 第 37 号議案 令和 4 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計補正予算(第

1回)を議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／おはようございます。

それでは、第37号議案 令和4年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算(第1回)について補足説明を申し上げます。

この事業につきましては、国道34号武雄バイパス延伸工事の事業進捗に向け、市や用地国債、先行取得制度を活用し、昨年度、令和3年度から用地の取得を進めております。

年度ごとに国との協定を結び、一旦、武雄市で用地を買収し、その年度に関わる費用を翌年度から4年間に分けて国が買い戻せる制度となります。

予算書の1ページ、第1条及び2ページ、3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ80万を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億2,521万4,000円とするものでございます。

予算説明書の歳入歳出(3)の3ページ、(4)になりますが、歳入では1款1項1目、不動産売払収入として、また、歳出では2款1項1目、償還金元金として、当初予算2,400万円の同額で計上しておりましたが、年度末に国から2,480万円と示されましたので、差額の80万円について歳入歳出の同額補正を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第37号議案について質疑を開始いたします。

質疑はございませんか。

12番 池田議員

池田議員／34号、用地先行取得ということなのですが、先行取得、2,480万の中でどのくらい進んでいるのか、事業がですね。

その説明をお願いします。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／昨年、令和3年度から始まっておりまして、昨年、用地8筆等が進んでおります。

面積としては、1525.58平米(?)となります。

進捗としては、事業費ベースになりますけど、約7%くらいの進捗ということになります。

以上となります。

議長／12 番 池田議員

池田議員／今、7%の取得状況ということで、これは計画的に取得されていかれるとは思いますが、その計画が分かるものを後でお示しいただければと思います。

議長／ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 37 号議案について討論を開始いたします。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 37 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 37 号議案は原案のとおり可決をされました。

日程第 6. 第 38 号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案の審議に際し、地方自治法第 117 条の規定により、11 番松尾陽輔議員の退席を求めます。

〔松尾陽輔議員退席〕

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

第 38 号議案 監査委員の選任について御説明申し上げます。

任期の満了と、さきの市議会議員選挙の執行により、新たに松尾陽輔議員に監査委員をお願いいたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

なお、松尾議員の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうかよろしく願いいたします。

議長／第 38 号議案について質疑を開始いたします。

質疑はございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 38 号議案について討論を開始いたします。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 38 号議案を採決いたします。

第 38 号議案 監査委員の選任について同意を求める件について、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 38 号議案、すなわち松尾陽輔君を武雄市監査委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

議員の除斥を解きます。

[松尾陽輔議員戻席]

日程第 7. 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出をされております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件については、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で本日の日程並びに本臨時会の全ての日程を終了いたしました。

これをもちまして令和 4 年 4 月武雄市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。